

生活の福祉

8

- *生活困窮者自立支援制度
- *資金援助など
- *戦争犠牲者の援護
- *民間社会福祉事業
- *人材の確保・養成
- *ボランティア・市民活動の推進
- *福祉のまちづくりの推進
- *施設等
- *災害救助
- *路上生活者（ホームレス）対策
- *山谷対策事業

花粉症について

●花粉症の人は都内にどのくらいいるの？

都ではおおむね10年毎に花粉症患者の実態調査を行っており、平成28年度に実施した調査では、都内のスギ花粉症推定有病率は48.8%と推計されました（島しょ地域を除く。）。

なお、推定有病率は、調査開始の昭和58年度から一貫して増加しています。

●症状を軽くするために大切なこと ～予防と治療～

（予防）花粉症は花粉が原因となって症状が出るため、花粉が目や鼻に付かないようにすることが大切です。花粉情報を上手に活用して効率的に予防しましょう。

（治療）予防的な治療として、花粉の飛散開始前又は症状の軽い時から、症状を抑える薬（副作用の少ない経口のアレルギー治療薬）を服用する治療法が有効です。これを花粉の飛散シーズン中、継続して服用することにより、症状が比較的軽く済みます。花粉情報に注意し、強い症状が出始める前から対策をすることが大切です。

●東京都が提供する花粉関連の情報

◎インターネット

【東京都アレルギー情報 navi. <東京都の花粉情報>】

「東京都の花粉情報」では、都内12か所の観測地点の花粉飛散状況や花粉症の原因となる植物の情報などを配信しています。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/allergy/pollen/index.html>

問合せ

健康安全研究センター企画調整部
健康危機管理情報課

☎3363-3487
FAX5386-7427

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする制度

制度の仕組み

区市（町村部については都）が実施主体となり、複合的な課題を抱える生活困窮者を幅広く受け止め包括的な相談支援を行う自立相談支援事業（必須事業）と、本人の状況に応じた支援を行う各支援事業（任意事業）があり、自立相談支援事業を実施する機関において策定される自立支援計画に基づき、各種支援が行われる。

●必須事業

(1)自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、自立に向けた支援計画の作成など。

(2)住居確保給付金の支給

離職又はやむを得ない休業等により住居を失った方、又は失うおそれのある方に対し、家

賃相当額を有期で給付

●任意事業

※各任意事業の実施については、自治体によって異なる。

(1)就労準備支援事業

一般就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施

(2)一時生活支援事業

住居のない方に対する一定期間宿泊場所や衣食の提供など。

(3)家計改善支援事業

家計状況の把握や家計改善に向けた意欲の向上を図る支援、貸付けのあっせんなど。

(4)子供の学習・生活支援事業

生活困窮世帯の子供に対する学習支援、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援など。

問合せ 相談については、各自立相談支援機関へ。(3045-)

根拠法令等 生活困窮者自立支援法・施行令・施行規則

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4572(直通) FAX 5388-1403

資金援助など

生活福祉資金

低所得世帯、障害者又は高齢者のいる世帯に対し、必要な資金を貸し付け、経済的自立や社会参加の促進を図る制度

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

対象世帯 低所得世帯及び障害者のいる世帯、日常生活上介護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者のいる世帯

なお、母子福祉資金その他の公的資金の貸付けが利用可能な場合は、本貸付けより優先される。

また、生活保護を受けている世帯は福祉事務所が自立更生のために必要があると認めた場合に限り、必要な資金を貸し付けることができる。

連帯保証人 原則として必要だが、付けなくても貸付可能。原則として都内在住者

申込み 民生委員（35歳^㉒）又は区市町村社会福祉協議会（218・353歳^㉒）へ。

利率 教育支援資金、緊急小口資金は無利子。不動産担保型生活資金は年3%又は銀行のプライムレートのいずれかが低い利率。他は連帯保証人を付けた場合は無利子、付けない場合は年1.5%（据置期間中は無利子）

償還方法 月賦。不動産担保型生活資金（要保護を含む。）は、契約終了後に一括償還

◇総合支援資金

失業等日常生活全般に困難を抱えており、継続的な相談支援と貸付けにより自立が見込まれる世帯に対して貸付けを行う。

失業等給付等他の公的給付又は貸付けを受けている人は貸付対象外

据置期間・償還期間 据置期間は6か月。償還期間は10年以内

資金の種類と限度額等 金額は貸付限度額

(1)生活支援費 就職活動中の生活費用 月額20万円（単身世帯は月額15万円） 原則3か月以内

(2)住宅入居費 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶための費用 40万円（※住居確保給付金申請者のみ対象）

(3)一時生活再建費 生活再建のため一時的に必要な費用 60万円

◇福祉資金

据置期間 6か月以内

資金の種類と限度額等 金額は貸付限度額。

年数は償還期間

(1)福祉費

①技能修得に必要な経費 110万円（習得期間により異なる。） 8年以内

②生業を営むために必要な経費 280万円（障害者世帯は460万円） 7年以内（障害者世帯は9年以内）

③出産・葬祭に必要な経費 50万円 3年以内

④住居の移転等に必要な経費 50万円 3年以内

⑤就職の支度に必要な経費 50万円 3年以内

⑥住宅の改修等に必要な経費 250万円 7年以内

⑦福祉用具の購入に必要な経費 170万円 8年以内

⑧障害者用自動車の購入に必要な経費 250万円 8年以内

⑨療養に必要な経費（療養期間が1年以内の場合に限る。） 170万円 5年以内

⑩介護サービス、障害者サービスを受けるのに必要な経費（経費の負担が困難な期間が1年以内の場合に限る。） 170万円 5年以内

⑪中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 513万6千円 10年以内

⑫災害を受けたことにより臨時に必要な経費 150万円 7年以内

⑬その他日常生活上一時的に必要な経費 50万円 3年以内

◇緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小口の資金（貸付対象となる要件がある。）

据置期間 2か月

限度額と償還期間 10万円 12か月以内

◇**教育支援資金**

連帯保証人等 連帯保証人は原則不要だが、連帯借受人が必要

据置期間・償還期間 据置期間は6か月。償還期間は14年以内

資金の種類と限度額等 金額は貸付限度額

(1)教育支援費 学校教育法に規定する高等学校等の授業料等に必要な費用 高等学校、専修学校（高等課程）月額3万5千円、高等専門学校 月額6万円、短期大学、専修学校（専門課程）月額6万円、大学 月額6万5千円（※特に必要な場合、貸付上限額の1.5倍まで受付が可能）

(2)就学支度費 学校に入学する際に必要な費用 50万円

◇**不動産担保型生活資金**

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける。

貸付限度額 居住用不動産（土地）の評価額の概ね7割程度を基準に実施主体が決定

貸付額 1月当たり原則30万円以内

貸付期間 貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間又は貸付契約の終了時までの期間

償還の担保措置 推定相続人の中から連帯保証人1名を選任。居住する不動産に根抵当権等を設定。上記各貸付けの実施主体は東京都社会福祉協議会

なお、貸付けの相談、申請は区市町村社会福祉協議会（218・353㉟）へ。

◇**要保護世帯向け不動産担保型生活資金**

一定の居住用不動産を有し、将来にわたり

その住居に住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付けることにより、世帯の自立支援と生活保護の適正化を図ることを目的とした貸付制度（本資金は、要保護世帯が対象となるため、制度の内容等については、お住まいの地域の福祉事務所にご相談ください。）

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4072(直通) FAX 5388-1403

◇**臨時特例つなぎ資金貸付**

離職者を支援する公的給付又は公的貸付けを申請している住居のない離職者に対して、給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付ける。

貸付限度額 10万円

連帯保証人 不要

利率 無利子

償還期間 10か月以内

申込み 区市町村社会福祉協議会（218・353㉟）

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4072(直通) FAX 5388-1403

◇**新生活サポート事業**

経済的理由によって生活困難な状況にある人たちに対して、生活相談を行うとともに、必要に応じて資金を貸し付けることにより、生活を支援する制度

(1)多重債務者生活再生事業

生活再生への意欲があるにもかかわらず、多重・過剰債務で生活困難な状況にある人たちに対して、相談体制を整備するとともに、

必要に応じて資金を貸し付ける。

対象 ①多重債務を抱える世帯に属する人で、都内に住所を有する人 ②一定の収入と生活再生への意欲があり、かつ返済能力がある人など。

支援内容 ①生活相談、家計表診断、弁護士同席による相談・情報提供 ②関係機関の紹介、同行 ③生活再生のための資金等の貸付け、貸付実行後のアフターフォロー

相談窓口 東京都生活再生相談窓口

☎5227-7266（平日9時30分～18時）

(2)自立生活スタート支援事業

児童養護施設等に入所等をした社会的養護が必要な人に対し、就学・就職等をする際に必要な資金の貸付け及び相談援助をする。

対象 ①児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設、ファミリーホーム、婦人保護施設、母子生活支援施設の退所者 ②養育家庭の委託が解除された人

支援内容 ①自立生活に向けた相談援助 ②資金の貸付け（転居資金、就職支度資金、技能習得資金、就学支度資金）

(3)児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度

児童養護施設等を退所して就学・就職した人等に対し、自立支援資金の貸付け及び相談援助をする。

対象 ①児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設に入所中又は退所者 ②養育家庭への委託中又は委託が解除された人

支援内容 ①自立に向けた相談援助 ②資金の貸付け（生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費）

申込み (2)、(3)東京都社会福祉協議会

☎3268-7238(直通)

担当課 (1)～(3)福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4072(直通) FAX 5388-1403

◆受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用、大学（短期大学・専修学校・各種学校を含む。）・高校の受験料を捻出できない低所得者に対して貸付けを行うことにより、低所得世帯の子供を支援する。

なお、高校・大学等へ入学した場合は返済が免除される。

対象 受験生チャレンジ支援貸付事業の対象となる低所得者であり、中学3年生・高校3年生又はこれに準じる方を養育する人

要支援者 都内に1年以上在住し、貸付対象者に養育される子である中学3年生・高校3年生又はこれに準じる方（高校、大学等中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生、編入希望者等）

貸付利率 無利子

据置期間 貸付けを行った年度末の翌日から6か月以内

償還期限 据置期間経過後5年以内

(1)学習塾等受講料貸付金

貸付限度額 20万円以内の額

(2)受験料貸付金

貸付限度額 ①中学3年生 限度額2万7,400円（ただし、1度の貸付けで4回（校）分の受験料まで。1校当たり2万3,000円まで）

②高校3年生 限度額8万円

申込み 受験生チャレンジ支援貸付事業相談窓口（355号）

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4072(直通) FAX 5388-1403

◇ 住居喪失不安定就労者・ 離職者等サポート事業 (TOKYOチャレンジネット)

住居を失い、インターネットカフェや漫画喫茶等で寝泊りしながら、不安定な仕事に就いている方や離職者等に対して、サポートセンターを設置し、生活支援、居住支援、就労支援等を実施する。

(1)生活支援

生活状況・就労状況等の把握、自立意欲及び能力等のアセスメント、年齢・身体状況等を考慮した自立意欲の喚起・生活指導など。

(2)居住支援

一時利用住宅の提供、民間賃貸物件の情報提供、賃貸借契約支援、敷金・礼金等の資金貸付けなど。

(3)就労支援

職業相談・職業紹介、技能資格取得支援など。

(4)介護資格取得支援

介護職場での就労を目指す離職者に対して、「介護職支援コース」を設置し、介護職員初任者の資格取得支援、就労支援など。

名称 TOKYOチャレンジネット

所在地 新宿区歌舞伎町2-44-1

東京都健康プラザハイジア3階

☎0120-874-225(フリーダイヤル)

☎0120-874-505(女性専用ダイヤル)

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4072(直通) FAX 5388-1403

◇ 教育費の援助(就学援助事業)

経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品

費・給食費・医療費等を支給する。

対象 次のような学齢児童・生徒の保護者

①生活保護法に規定する要保護者 ②要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる人

手続等 申込手続、援助内容等は各区市町村により異なる。詳細は各区市町村教育委員会へ。

根拠法令等 学校教育法第19条等

担当課 教育庁地域教育支援部義務教育課

学用品費等

☎5320-6752(直通)

学校給食費、医療費

☎5320-6878(直通)

◇ 教育費の支援

○中学生等への支援

私立中学校等授業料軽減助成金

私立中学校等に通う生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するために、授業料について一定額を助成する。

対象 私立の中学校等に在学する生徒(居住要件等あり)

手続等 申請は東京都私学就学支援金センターへ。

根拠法令等 私立中学校等授業料軽減助成金交付要綱

担当課 生活文化スポーツ局私学部私学振興課

☎5388-3181(直通)

◆私立中学校等授業料軽減助成金への問合せ
東京都私学就学支援金センター ☎5206-7808

○高校生等への支援

(1)就学支援金

高等学校等における教育費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的として、授業料について一定額を助成する。

対象 高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校等に在学する生徒又は学生(所得要件等あり)

手続等 申込手続等は、在学する学校を通じて行う。

根拠法令等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律

担当課 都立高校等は、教育庁都立学校教育
部高等学校教育課 ☎5320-7862(直通)

私立高等学校等は、生活文化スポーツ局私学
部私学振興課 ☎5388-3181(直通)

◆私立高等学校等の就学支援金への問合せ

東京都私学就学支援金センター ☎6743-5011

(2)授業料免除

高等学校等における教育費の負担を軽減するために、都立高校等に通う生徒の授業料の全額を免除する。

対象 都立高校等に在学する生徒のうち、都内在住で、所得制限により高等学校等就学支援金の対象とならない生徒等

手続等 申込手続等は、在学する学校を通じて行う。

根拠法令等 東京都立学校の授業料等徴収条例

担当課 教育庁都立学校教育部高等学校教育課
☎5320-7862(直通)

(3)授業料軽減助成金

私立の高等学校等に通う生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するために、授業料について一定額を助成する。

就学支援金と授業料軽減助成金と合計して都内私立高校の平均授業料額まで支援する。

対象 私立の高等学校等に在学する生徒の保護者（居住要件等あり）

(4)奨学給付金

私立の高等学校等に通う生徒の保護者の方の負担を軽減するために、授業料以外（学用品費等）の教育費の一部を助成する。

対象 私立の高等学校等に在学する生徒の保護者（保護者が都内に居住・所得要件等あり）

手続等 (2)、(3)の申請手続は東京都私学就学支援金センターへ。 ☎5206-7925

根拠法令等 私立高等学校等授業料軽減助成金交付要綱ほか。

担当課 生活文化スポーツ局私学部私学振興課
☎5388-3181(直通)

(5)奨学のための給付金

国公立高等学校等に通う生徒の保護者の方の負担を軽減するために、授業料以外（学用品費等）の教育費を助成する。

対象 国公立高等学校等に在学する生徒の保護者（保護者が都内に居住・所得要件等あり）

手続等 都立学校等在籍世帯は、在籍している学校にて行う。都立以外の国公立学校に在籍する世帯は、下記担当課にて行う。

根拠法令等 東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱

担当課 教育庁都立学校教育部高等学校教育課
☎5320-7862(直通)

(6)給付型奨学金

生徒の多様な教育活動への参加を確保するために必要な経費を保護者に代わり、東京都が支払う。

対象 東京都立産業技術高等専門学校及び私立学校等を除く、都内の高等学校、特別支援学校高等部（専攻科を含む。）に在学する生徒（所得要件等あり）

手続等 申込手続等は在学する学校を通じて行う。

根拠法令等 東京都立高等学校等における給付型奨学金の交付に関する要綱他

担当課 教育庁都立学校教育部
高等学校教育課 ☎5320-7862(直通)

自動車事故被害者に 対する支援

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)では自動車事故の被害に遭われた方々を支援するため以下の取組を進めている。

交通遺児等への貸付 自動車事故で死亡又は重度の後遺障害が残った保護者のお子様で、0歳から中学校卒業までの義務教育終了前での一定の要件に該当する児童を対象に、生活資金を無利子で貸付けする。貸付金額は、以下のとおり

一時金 15万5千円

月額 1万円又は2万円(選択制)

入学支度金 4万4千円(希望により小・中学校入学時に)

また、交通遺児等やその家族を会員とする「交通遺児友の会」の活動を実施し、会員同士のコミュニケーションの場を提供するなど、精神的な支援を実施している。

重度後遺障害者への介護料支給

①自動車事故により脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、常時又は随時の介護を要する方に介護料(介護に要した費用)を支給

種別	介護料支給額(月額)
特Ⅰ種	85,310円～211,530円
Ⅰ種	72,990円～166,950円
Ⅱ種	36,500円～83,480円

②短期入院・入所費用助成 介護料受給資格の認定を受けた方が治療、養護及び介護を行う家族等のレスパイト等を目的として病院等に入院・入所(原則として1回の入院(入所)期間が2日以上14日以内)した場合、1回の

入院(入所)ごとに、室料差額及び食事負担金としての自己負担額(1日当たり1万円を上限)に、入退院(所)時における移送費及びヘルパー等費用としての自己負担額を加えた額について、年間45日以内かつ45万円以内の範囲内で助成

手続等 内容の詳細と手続は、ナスバ東京主管支所(墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル8階

☎3621-9941(FAX 3621-9944)へ

自動車事故による重度後遺 障害者の受入施設

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)では、自動車事故により脳損傷を生じ、重度の後遺障害が継続する状態にあり、治療と常時の介護を必要とする方に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら適切な治療と看護を行う重度後遺障害者(遷延性意識障害者)専門のナスバ療護センターを国内4か所に、また、療護センターに準じた治療と看護を行うナスバ委託病床を国内8か所に設置し、運営している。

なお、入院期間は、おおむね3年以内とし、入院の承認は、治療及び介護の必要性、脱却の可能性等を総合的に判断して行われる。

手続等の問合せ先は、以下のとおり
(ナスバ療護センター)

・東北療護センター(宮城)
仙台市太白区長町南4-20-6

☎022-247-1171

・千葉療護センター(千葉)

千葉市美浜区磯辺3-30-1 ☎043-277-0061

・中部療護センター(岐阜)

美濃加茂市古井町下古井630

☎0574-24-2233

・岡山療護センター（岡山）

岡山市北区西古松2-8-35 ☎086-244-7041

（ナスバ委託病床）

・社会医療法人医仁会

中村記念病院（北海道）

札幌市中央区南1条西14-291

☎011-231-8555

・医療法人三星会

茨城リハビリテーション病院（茨城）

守谷市同地字仲山360 ☎0297-48-6157

・医療法人社団康心会

湘南東部総合病院（神奈川）

茅ヶ崎市西久保500 ☎0467-83-9111

・医療法人社団浅ノ川

金沢脳神経外科病院（石川）

野々市市郷町262-2 ☎076-246-5600

・学校法人藤田学園

藤田医科大学病院（愛知）

豊明市沓掛町田楽ヶ窪1-98

☎0562-93-2111

・泉大津市立病院（大阪）

泉大津市下条町16-1

☎0725-32-5622

・一般財団法人永瀬会

松山市民病院（愛媛）

松山市大手町2-6-5

☎089-913-0081

・社会医療法人雪の聖母会

聖マリア病院（福岡）

久留米市津福本町422

☎0942-35-3322

◆ ナスバ交通事故被害者 ホットライン

交通事故後の対応全搬、保険の手続、医療、過失割合、示談等について、困りごとの内容に応じて無料で相談できる窓口を紹介している。

ナビダイヤル 0570-000738

受付時間 平日10時～12時、13時～16時

戦争犠牲者の援護

◆ 旧軍人・軍属及び 戦没者遺族の援護

● 恩給法による年金給付

普通恩給 實在職年に戦地加算、抑留加算等を加算した年数が旧軍人の場合12年以上、旧軍属（判任官以上）の場合17年以上ある人に年金として支給。

なお、准士官以上で終戦時在職していなかった人は13年以上

一時恩給 實在職年が引き続き3年以上の旧軍人等で普通恩給を受けることのできる年限に達しない人に一時金として支給

一時金 實在職年が断続して3年以上ある旧軍人で他の恩給等に該当しない人に一時金として支給

普通扶助料 普通恩給を受ける権利のある人が死亡した場合、遺族に年金として支給。恩給の半額を基本とする。

一時扶助料 一時恩給を受ける権利のある人が死亡した場合、遺族に支給

遺族一時金 一時金を受ける権利のある人が死亡した場合、遺族に支給

傷病恩給(年金) 旧軍人及び判任官以上の軍属で、公務上の傷病に起因して重度の傷病を有する人には増加恩給を、それより軽度の傷

病を有する人には傷病年金を支給

また、内地等で職務に関連した傷病により一定程度以上の障害を有する人に特例傷病恩給を支給

傷病賜金(目症賜金) 下士官以下の旧軍人で公務に起因する傷病により年金受給に至らない程度の障害を有する人に一時金として支給
公務扶助料 公務上の傷病により死亡した旧軍人及び判任官以上の軍属の遺族に支給。傷病恩給を受けていて、公務以外の傷病により死亡した旧軍人及び判任官以上の軍属の遺族には、増加非公死扶助料又は傷病者遺族特別年金を支給。昭和16年12月8日以降、内地等で準公務により死亡した軍人の遺族には、特例扶助料を支給

●**戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金給付障害年金** 恩給法の適用を受けない旧軍人・軍属・準軍属で公務上又は勤務に関連して負傷したり病気にかかった人のうち、一定程度以上の障害を有する人に支給

遺族年金 旧軍人又は軍属が次により死亡した場合、その遺族に支給

①在職期間中に公務傷病又は勤務に関連した傷病にかかり、これにより死亡した場合

②障害年金、増加恩給等の受給権を取得した者が、当該公務傷病又は勤務関連傷病以外の事由により死亡した場合

遺族給与金 遺族年金と同じ理由により死亡した準軍属の遺族に支給

弔慰金 日華事変以降、公務による傷病又は勤務関連の傷病にかかり、これによって太平洋戦争以降に死亡した軍人・軍属・準軍属の遺族に支給

担当課 福祉局生活福祉部企画課
普通恩給から障害年金まで

☎5320-4078(直通)

遺族年金から弔慰金まで

☎5320-4077(直通) FAX 5388-1403

戦没者等の妻に対する特別給付金 満州事変以後戦没した人の妻で、公務扶助料、遺族年金等を受ける権利のある人に支給(額面20万～200万円の記名国債)

①日華事変以後の公務上の傷病により死亡した人の妻に支給 ②満州事変間の公務上の傷病により死亡した人の妻に支給 ③戦傷病者等の妻に対する特別給付金の受給中に戦傷病者である夫が、その傷病が原因で死亡した場合、その妻に支給。5年もしくは10年償還の国債で支給、請求の時効は3年間

現在、第30回「い」号を受付中。受付期間は令和8年3月31日まで。他にも受付期間中の種別あり。

根拠法令等 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

◆ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

先の大戦で公務等のため国に殉じたもとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、その遺族に対して戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年という節目の機会をとらえ、国として改めて弔意を表すため、一定の日(基準日)において戦没者等の死亡に関し援護法に基づく遺族年金、恩給法に基づく公務扶助料等(公務死・勤務関連死が対象となる年金)を受ける権利を有する遺族がいないとき、先順位の遺族1名に対して支給(額面25万円の記名国債で5年償還。最新回の受付は令和5年3月31日で終了。)

担当課 福祉局生活福祉部企画課

☎5320-4077(直通) FAX 5388-1403

軍歴証明書 主に公務員の前歴通算、特例老齢年金の通算の手續に必要とされる。陸軍関係は退職時の本籍地の都道府県、海軍関係は厚生労働省社会・援護局援護・業務課(☎5253-1111)で受け付ける。東京都に本籍のあった陸軍の軍人・軍属については福祉局生活福祉部企画課へ。

根拠法令等 軍歴証明事務取扱基準(S63.2.12付62福福援第940号)

☎5320-4078(直通) FAX 5388-1403

◇ 戦傷病者の特別援護

対象 旧軍人・軍属及びその他特定の準軍属などで公務上の傷病により帰還後もなお障害を残していて、戦傷病者手帳の交付を受けている人

種類・内容

①戦傷病者手帳の交付 ②療養の給付 診察、薬剤・治療材料の支給、手術その他の治療・施術、病院・診療所への入院・看護、移送
③療養手当 月額3万700円 ④葬祭費 21万5,000円 ⑤更生医療の給付 視覚、聴覚、言語機能、中枢神経機能の障害又は肢体不自由等のある人の更生に必要な医療 ⑥補装具 視覚障害者安全つえ、補聴器、義肢、装具、車椅子その他の交付又は修理 ⑦国立保養所 重度の障害がある人が入所できる。 ⑧JR乗車券引換証 障害の程度により年に1枚から12枚の交付(262ㄱ) ⑨航空運賃の割引 国内線航空運賃を割引(262ㄱ) ⑩都営交通機関の無料乗車券 特別項症から第6項症まで及び第1款症から第5款症までの人に交付(264ㄱ) ⑪税金の減免 障害の程度により減免(259ㄱ) ⑫放送受信料の半額免除(269ㄱ)
手続 ⑤⑥⑩は区市町村へ、⑪は税務署へ、

その他は福祉局生活福祉部企画課へ。

☎5320-4078(直通) FAX 5388-1403

根拠法令等 戦傷病者特別援護法

◇ 未帰還者の留守家族の援護

戦時死亡宣告 ①戦時死亡宣告を受けた未帰還者の遺族には未帰還者留守家族等援護法に基づく葬祭料及び未帰還者に関する特別措置法に基づく弔慰料が支給される。 ②宣告を受け、公務上の理由により死亡したと認められたときは、遺族に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法及び恩給法に基づく給付が行われる。

遺骨の伝達 ③死亡した未帰還者の遺骨の身元が国の調査により判明したときは、遺族又は葬祭を行う人に遺骨を伝達し、葬祭料・遺骨引取経費を支給する。

手続 福祉局生活福祉部企画課

①及び未帰還者調査 ☎5320-4084(直通)

②、③ ☎5320-4076(直通) FAX 5388-1403

根拠法令等 未帰還者留守家族等援護法、未帰還者に関する特別措置法

◇ 中国帰国者等の援護

地域生活支援プログラム 中国帰国者等が地域で安心して生活を営むことができるよう支援を行う。

①日本語学習支援

②交流事業参加支援

③就労に役立つ資格取得支援など

問合せ 各区・市中国帰国者等支援給付窓口。ただし、町村部は西多摩福祉事務所又は各支庁へ。

担当課 福祉局生活福祉部企画課

☎5320-4084(直通) FAX 5388-1403

中国帰国者等の生活支援

中国帰国者等の特別な事情に鑑み、老後の生活の安定のため、以下の支援を実施している。

①満額の老齢基礎年金等の支給

対象 以下の要件全てに該当する中国残留邦人等の方（特定中国残留邦人等という。）

- ・ 明治44年4月2日以後に生まれた方
- ・ 昭和21年12月31日以前に生まれた方（昭和22年1月1日以後に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含む。）
- ・ 永住帰国した日から引き続き1年以上日本国内に住所を有している方
- ・ 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方

※満額の老齢基礎年金等の支給のための一時金の支給を受けるためには、厚生労働省への申請が必要となる。

②支援給付

対象 ア 特定中国残留邦人等（①の対象となる方）で、世帯の収入が一定の基準に満たない方及びその特定配偶者（特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（事実婚を含む。）である方）

イ 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際、現に生活保護を受給していた方

※1 支援給付を受給中の特定中国残留邦人等が死亡した場合、特定配偶者が継続して支

援給付を受給することができる。

※2 特定配偶者以外の配偶者は給付対象外だが、改正法施行（平成26年10月1日）時に支援給付を受給している場合は経過措置として支給継続となる。

支援給付の種類 ア生活支援給付 イ住宅支援給付 ウ医療支援給付 エ介護支援給付 オ出産支援給付 カ生業支援給付 キ葬祭支援給付

③配偶者支援金

対象 特定中国残留邦人等が死亡後に、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者

給付額 満額の老齢基礎年金の月額相当額の3分の2

④支援・相談員の配置

中国帰国者等の方々に理解が深く、中国語等のできる支援・相談員を実施機関に配置し、相談や事務手続を支援する。

手続き・問合せ 各区・市中国帰国者等支援給付窓口。ただし、町村部は西多摩福祉事務所又は各支庁へ。

根拠法令等 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

担当課 福祉局生活福祉部企画課

☎5320-4084(直通) FAX 5388-1403

国債の担保貸付買上償還

国庫債券を交付された人が、事業資金を必要とするときは国債を担保として資金を貸し付ける制度があり、また、生活に困って生計資金を必要とするときは国債を買い上げ、まとめて償還する制度がある。申込みはいずれも、区市町村窓口へ。

対象国債 次の法律により交付された国債、

次回の償還金支払い期日以降の分が連続しているもの

- ①戦没者等の妻に対する特別給付金支給法
- ②戦没者の父母等に対する特別給付金支給法
- ③戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法
- ④戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
- ⑤引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律

担保貸付 ①対象者 事業資金に困っている人 ②利子 貸付期間ごとに設定されており、令和6年8月現在年約0.70%～。ただし、

利率変動する。 ③期間 国債の最終償還日までの範囲 ④融資方法 日本政策金融公庫で審査の上融資

買上償還 生活保護法による被保護者又は生活に困窮し、生活保護を受ける状態になるおそれのある人

根拠法令等 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等

担当課 福祉局生活福祉部企画課

☎5320-4077(直通) FAX 5388-1403

民間社会福祉事業

◇ 区市町村社会福祉協議会

住民が主体となって地域における福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、公私関係者の協力を得て地域福祉を推進することを目的とする民間団体

事業内容 ①地域住民の理解・関心を深め、住民参加を進めるための普及及び宣伝 ②社会福祉関係機関・団体などの行う福祉活動の連絡調整及び助成 ③社会福祉関連事業の調査・研究 ④ボランティア活動の推進 ⑤在宅福祉サービスの提供や各種相談事業、心身障害者・高齢者・児童・母子福祉に関する事業 ⑥各種援護資金、生活福祉資金の貸付 ⑦共同募金への協力、歳末たすけあい運動

所在地 353☎参照 62か所

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4045(直通) FAX 5388-1403

◇ 東京都社会福祉協議会

都内の区市町村社会福祉協議会、社会福祉

関係施設・団体、民生・児童委員、ボランティア団体などにより構成され、地域福祉の総合的な推進を図るために活動している民間団体

事業内容 ①社会福祉を目的とする事業のうち、広域的な視点から行う企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整、住民参加のための援助 ②社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 ③社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言 ④区市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 ⑤生活福祉資金の貸付け、受験生チャレンジ支援貸付事業など都民の福祉に関する事業 ⑥東京ボランティア・市民活動センター(230☎)の運営 ⑦東京都福祉人材センター(220☎)の運営 ⑧東京善意銀行(219☎)の運営 ⑨地域福祉権利擁護事業、福祉サービス運営適正化委員会の運営 ⑩東京都民生児童委員連合会の運営 ⑪従事者共済会事業の運営など社会福祉施設や団体の活動を発展させ、社会福祉の向上を図る事業

所在地 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプ

ラザ5階 ☎3268-7171

根拠法令等 社会福祉法第110条

担当課 福祉局企画部企画政策課

☎5320-4201(直通) FAX 5388-1401

◇ (公財)東京都福祉保健財団

福祉保健医療を担う人材の育成、利用者のサービス選択の支援及び福祉保健システムの適正な運営の支援等並びに山谷地域に居住する日雇労働者の生活向上の支援に関する事業を行い、もって都民の福祉保健医療の向上と都民本位の開かれた福祉保健医療の実現に寄与することを目的とする公益財団法人

事業内容 ①福祉保健医療人材の育成に関する事業、福祉保健医療に関する相談及び情報提供並びに福祉サービス評価に関する事業、NPO法人及び社会福祉法人等に対する支援事業 ②福祉保健医療サービスを支える人材の育成及び専門知識・技術の普及 ③都民への福祉保健医療サービスに関する総合的な情報提供等 ④福祉保健医療サービスを提供する事業者への支援 ⑤福祉保健医療制度の適正な運営の支援

⑥日雇労働者に対する無料職業紹介等の就労支援に関する事業、日雇労働者に対する生活相談等の生活向上に関する支援事業 ⑦山谷地域に居住する日雇労働者の職業の安定及び福祉の増進

⑧行政職員等研修及び行政機関支援に関する事業 ⑨都区市町村職員等への研修 ⑩行政機関等への支援

所在地 新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビル13、18～19階 ☎3344-8511

担当課 福祉局企画部企画政策課

☎5320-4201(直通) FAX 5388-1401

◇ (社福)東京都社会福祉事業団

都立施設がこれまで培ってきた利用者支援・援助のノウハウの継承、利用者本位のサービスの徹底及び地域福祉の向上への貢献を目的に、時代の変化にも対応できる柔軟で弾力的な運営を行うため、都が設立した社会福祉法人

事業内容 ①児童養護施設の運営 ②福祉型障害児入所施設の運営 ③障害者支援施設の運営 ④障害福祉サービス事業 ⑤子育て短期支援事業 ⑥一般相談支援事業 ⑦特定相談支援事業

所在地 新宿区大久保3-10-1-201 ニュータウンオークボ2階 ☎5291-3600

担当課 福祉局企画部企画政策課

☎5320-4201(直通) FAX 5388-1401

◇ 東京善意銀行

常時、都民からの現金寄付、企業・団体等からの現金や物品（中古品を除く。）、催物等招待の寄付（預託）の申込みを受け付け、社会福祉施設等に取り次いでいる（善意銀行への寄付には税制上の優遇措置がある。）。)

預託内容 ①現金寄付 ②各種物品寄付 ③各種招待

ホームページ

<https://www.tcsww.tvac.or.jp/zengin/>

窓口時間 平日9時～17時

所在地 千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階 ☎5283-6890

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4045(直通) FAX 5388-1403

◇ 東京都共同募金会

毎年10月から6か月間、共同募金運動を行っているが、この期間外にも寄付金を受け付けている。寄付金は地域福祉を推進する民間社会福祉事業団体、更生保護事業団体等に幅広く配分される。

窓口時間 平日9時～17時

所在地 新宿区大久保3-10-1 東京都大久保分庁舎201 ☎5292-3181

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課
☎5320-4045(直通) FAX 5388-1403

◇ 社会福祉法人

社会福祉法に定める社会福祉事業を行うことを目的として、同法により設立が認められている法人。設立認可は、主たる事務所の所在地の都道府県知事が行う。ただし、一つの区市の区域内でのみ事業を実施する法人は当該区市長、事業が2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって、厚生労働省令で定めるものは、厚生労働大臣が行う。

担当課 福祉局指導監査部指導調整課
☎5320-4044(直通) FAX 5388-1415

人 材 の 確 保 ・ 養 成

◇ 東京都福祉人材センター

福祉人材対策の総合拠点として、福祉分野の就職相談・就労あっ旋のほか、福祉の仕事に従事する方が安心して働き続けるための支援や、福祉人材の裾野拡大のための普及啓発など、様々な取組を行っている。

【人材情報室】

業務内容

- ①福祉の仕事に関する就職相談、あっ旋
- ②専門相談員によるキャリアカウンセリング及び就職支援セミナー
- ③福祉の仕事就職フォーラム

大規模な合同就職説明会とともに、福祉の仕事の魅力を伝えるセミナー等を実施

- ④地域密着相談面接会

身近な地域で福祉の仕事をしたい方のため、各地域の施設・事業所による合同相談面接会を実施

- ⑤人材定着・離職防止相談支援事業

福祉事業従事者を対象に、仕事や職場環境等に関する相談を受付（詳細は60頁）受付。

- ⑥初任者研修等資格取得支援事業

介護業務への就労を希望する方を対象に、無料の講座を開設し、初任者研修等資格の取得を支援する。

- ⑦介護職員就業促進事業

介護業務への就労を希望する無資格・未経験者等を雇用し、働きながら介護資格を取得できるよう取り組む事業者を支援する。

- ⑧訪問介護採用応援事業

訪問介護業務への就労を希望する無資格・未経験者等を雇用し、働きながら介護資格を取得できるよう取り組む事業者を支援する。

所在地

（本部）千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階 ①～⑤☎5211-2860

⑥～⑧☎5211-2910

（多摩支所）立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル7階 ☎042-595-8422

開所時間

(本部) 平日 9 時～20 時、土曜日 9 時～17 時
(多摩支所) 平日 9 時～17 時

※日・休日・年末年始は休み

担当課

①～⑤福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4049 (直通) FAX 5388-1403

⑥～⑧福祉局高齢者施策推進部介護保険課

☎5320-4267 (直通) FAX 5388-1395

【研修室】

業務内容

①社会福祉事業従事者に対する研修

②小・中規模の福祉・介護事業所に対して、事業所内での研修実施を支援するため、講師等を派遣

また、個々の事業所の状況に合わせて研修の企画・実施ができるように、研修アドバイザーによりサポート

所在地

文京区小日向4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター 1階 ☎5800-3335

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4049(直通) FAX 5388-1403

福祉局高齢者施策推進部介護保険課

☎5320-4267(直通) FAX 5388-1395

◇ 次世代の介護人材確保事業

事業内容

中学・高校への訪問セミナーや、次世代を担う高校生を対象とした福祉施設での職場体験を実施するとともに、小中高校の教員に福祉の仕事の魅力や重要性を伝える動画を発信し、福祉の仕事に対する興味関心を高めていく。

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4049 (直通) FAX 5388-1403

◇ かいごチャレンジ職場体験事業

介護の仕事未経験者の方が介護分野へスムーズに入職・定着できるよう、職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援する。

担当課 福祉局高齢者施策推進部介護保険課

☎5320-4267(直通) FAX 5388-1395

◇ 介護現場におけるハラスメント対策事業

介護現場における利用者やその家族等からのハラスメントについて、説明会の開催や相談窓口の設置、リーフレットによる周知等を通じ、その防止を徹底する。

担当課 福祉局高齢者施策推進部介護保険課

☎5320-4267(直通) FAX 5388-1395

◇ 福祉の仕事未経験者等の就業促進 (TOKYOふくしチャレンジ職場体験事業)

現在、福祉の仕事に未就業の方が児童福祉・障害者(児)福祉分野にスムーズに入職・定着できるよう、職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援する。

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4095 (直通) FAX 5388-1403

◇ 働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業 (TOKYO働きやすい福祉の職場宣言事業)

人材育成、キャリアパス、ライフ・ワーク・バランス等、働きやすさの指標となる項目を

明示した「働きやすい福祉の職場ガイドライン」を踏まえた働く方にやさしい職場づくりに取り組む事業所の情報を公表する。



ホームページ（ポータルサイト「ふくむすび」内）

<https://www.fukushijinza.metro.tokyo.lg.jp/>

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4095(直通) FAX 5388-1403

◆ 福祉の仕事イメージアップ キャンペーン事業

福祉の仕事への興味・関心を持ってもらえるよう、WebやSNS広告の活用等により、福祉の仕事の魅力を伝えるキャンペーンを展開する。

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4049(直通) FAX 5388-1403

◆ 東京都福祉人材確保対策 推進協議会

福祉事業者、職能団体、養成施設、就労支援機関、区市町村等行政機関などが参画する協議体。福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組の方向性や具体策を検討し、施策の推進に繋げるとともに、福祉人材の魅力を発信していく。

担当課 福祉局企画部企画政策課

5388-3904(直通) FAX 5388-1401

◆ あなたと福祉職場を むすぶポータルサイト 「ふくむすび」（東京都福祉 人材情報バンクシステム） による情報発信

福祉職場に関心のある方や、福祉の現場で活躍する方に、ポータルサイト「ふくむすび」（webサイト）への登録を促し、福祉事業所の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信する。

ホームページ

<https://www.fukushijinza.metro.tokyo.lg.jp/>



担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4095(直通) FAX 5388-1403

◆ 東京都保育人材・ 保育所支援センター

保育士の専門性の向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う。

所在地 千代田区飯田橋3-10-3東京しごとセンター7階 東京都福祉人材センター内

☎5211-2912

担当課 福祉局子供・子育て支援部保育支援課

☎5320-4130(直通) FAX 5388-1406

◆ 保育人材確保事業

保育サービス拡充の着実な推進を図るため、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的な確保を推進し、子供を安心して育てる

ことができるような体制整備を行うことを目的とする。

(1)保育士就職支援研修、就職相談会

保育現場の最新情報に関する研修、就職相談、求人情報等の情報提供を行う。

対象者 保育の仕事希望者（保育士・子育て支援員等）

(2)保育士就職支援セミナー、職場体験実習

就職に必要な知識を習得するための講座を開講するとともに、希望者に対しては認可・認証保育所等への現場実習を実施する。

対象者 保育士有資格者（保育所勤務未経験者やブランクの長い方）

(3)保育人材コーディネーターの配置による就職支援等

保育所に関する採用募集状況の把握、求職者のニーズにあった就職先の提案、就職後のアフターフォロー等を行うとともに、求職者・雇用者双方のニーズ調整等を行う。

(4)保育事業者向け経営管理研修

保育士雇用に当たっての施設側の留意点や改善点、保育士を育成・定着させるためのノウハウ等、保育事業者向け経営管理研修を実施する。

対象者 保育施設・事業を運営する事業者

(5)次世代の人材確保

保育士を目指す又は保育の仕事に興味を持っている都内の高校生を対象に、保育施設での職場体験や保育士養成施設への入学者確保に向けたイベントを行い、保育士の仕事への理解・興味を深めることを目的とする。

(6)東京労働局との連携

保育人材の確保や就労促進等の雇用面における課題に対し、東京労働局と連携し、効果的・効率的かつ一体的な対策を講じる。

(7)社会保険労務士による定着支援

社会保険労務士による対面・双方向での講座を開催し、保育事業者から挙げられた課題を踏まえ、課題解決の糸口を見出し、職場環境の整備を進め、職員の定着を支援する。

問合せ 東京都保育人材・保育所支援センター ☎5211-2912(直通)

担当課 福祉局子供・子育て支援部保育支援課 ☎5320-4130(直通) FAX 5388-1406

◇ 保育士養成施設

入学資格 高等学校を卒業するかこれと同等以上の資格があると認められた人（各施設により異なる。）

修業年限 各学校により異なる。

履修科目 各学校により異なる。

入学申請 各学校により異なる。

所在地 令和6年4月1日現在79か所(都内)
なお、都立高等保育学院については、平成12年度末に閉校した。

都立高等保育学院の証明書等の発行は下記で取り扱う。

担当課 福祉局子供・子育て支援部保育支援課 ☎5320-4130(直通) FAX 5388-1406

◇ 保育士試験

受験資格 次のいずれかに該当する人

①短期大学若しくは高等専門学校を卒業した人（卒業見込を含む。）又はこれと同等以上の資格があると認められた人 ②高等学校を卒業した人又はこれと同等以上の資格があると認められた人で、児童福祉施設（児童福祉法による指定施設）等において2年以上児童の保護又は援護に従事した人 ③児童福祉施設等において5年以上児童の保護又は援護に

従事した人 ④平成3年3月31日までに、高等学校を卒業した人若しくは12年の学校教育を修了した人又はこれと同等以上の資格があると認められた人

受験科目 ①筆記試験：㉞社会福祉 ㉟子ども家庭福祉 ㊱保育の心理学 ㊲子どもの保健 ㊳子どもの食と栄養 ㊴保育原理 ㊵教育原理 ㊶社会的養護 ㊷保育実習理論
②実技試験：実技試験は、筆記試験合格者のみ受験できる。

なお、一部科目の合格有効期限は合格の年を含め3年間有効。ただし、一定の実務経験がある方は延長可。令和6年度試験については、幼稚園教諭免許所有者の特例制度あり。

実施方法 都の指定試験機関である（一社）全国保育士養成協議会が試験を実施する。令和6年は4月と10月の年2回。受験料（送料等別）は1万2,700円（全科目免除に該当する場合は上記に加え年2回申請可。受験料は2,400円）。受験申請は同協議会へ。

問合せ （一社）全国保育士養成協議会保育士試験事務センター ☎0120-4194-82

◆ 保育士資格取得支援事業

①現任保育従事職員資格取得支援事業

②保育士試験による資格取得支援事業

区市町村が保育サービスの短期集中的な拡充を進めるため、保育事業者が保育士資格の取得支援により保育人材を確保する取組に対して区市町村が補助する事業を推進する。

実施主体 区市町村

補助対象施設 認可保育所（民営立）、認定こども園、認証保育所、家庭的保育者、小規模保育事業等、その他区市町村が認めるもの

※ただし、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けていること。交付を受けていない場合は、都道府県と市区町村との連絡により「認可外保育施設指導監督基準適合理化支援計画」を作成した認可外保育施設。

補助対象者

①上記施設において、現に保育に従事する無資格者のうち、特例制度による保育士試験合格又は指定保育士養成施設での受講により資格を取得する者等

②保育士試験合格者（特例制度を除く。）で、上記施設において、勤務することが決定した者等

根拠法令等

①現任保育従事職員資格取得支援事業補助要綱等 ②保育士試験による資格取得支援事業補助要綱等

担当課 福祉局子供・子育て支援部保育支援課

☎5320-4130(直通) FAX 5388-1406

◆ 保育士修学資金貸付等事業

(1)保育士修学資金貸付事業

貸付対象 指定保育士養成施設入学者で次のいずれにも該当する方

①東京都内に住民登録をしている方で保育士養成施設に在学している方又は都内に所在する保育士養成施設（通信制を除く。）に在学している方 ②卒業後、都内の保育所等で保育士の業務に従事しようとしている方 ③学業優秀であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められ、かつ、他道府県で実施する保育士修学資金を借りていない方

貸付期間 原則2年間

貸付金額等 月額5万円（ただし、2年間分を限度）、入学準備金20万円、就職準備金20

万円、貸付申請時に生活保護受給世帯の方等には、在学中の生活費加算あり。無利子

申込み 在学している養成施設を通じて東京都福祉人材センターで受付

返還免除 卒業後、都内の保育所等で引き続き5年間、保育士業務に従事した場合等

(2)保育補助者雇上支援事業

貸付対象 新たに保育補助者の雇上げを行う認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認証保育所、企業主導型保育事業、その他、特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている上記施設又は事業者で都が認める者

貸付期間 保育補助者が保育所等に勤務する期間。ただし、3年間で限度

貸付金額等 年額295万3千円以内。ただし、一定の要件を満たした場合には、年額516万8千円以内

申込み 保育所等が所在する区市町村を通じて東京都福祉人材センターで受付

返還免除 保育補助者が貸付期間以内又は貸付終了後1年の間に保育士資格を取得した場合等

(3)未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業

貸付対象 未就学児を持つ保育士等であって、保育所等に新たに勤務する者等

貸付期間 1年間

貸付金額等 未就学児の保育料の半額（ただし、月額2万7千円を上限）

申込み 保育所等が所在する区市町村を通じて東京都福祉人材センターで受付

返還免除 2年間引き続き保育士業務に従事した場合等

(4)潜在保育士の再就職支援事業

貸付対象 以下の要件を満たす者

①保育士養成施設の卒業又は保育士試験の合格から1年以上経過した者 ②保育所等を離職した又は勤務経験がない者 ③保育所等新たに勤務する者等

貸付回数 1人1回限り

貸付金額等 40万円以内

申込み 保育所等が所在する区市町村を通じて東京都福祉人材センターで受付

返還免除 2年間引き続き保育士業務に従事した場合等

(5)未就学児をもつ潜在保育士の子供の預かり支援事業利用料金一部貸付け

貸付対象 保育所等に勤務している保育士で、以下の要件を満たすもの

①未就学児を持ち、保育所等に預けている者 ②勤務時間により、預かり支援に関する事業を利用する必要がある者

貸付期間 2年間

貸付金額等 預かり支援に関する事業の利用料の半額（ただし、年額12万3千円を上限）

申込み 保育所等が所在する区市町村を通じて東京都福祉人材センターで受付

返還免除 2年間引き続き保育士業務に従事した場合等

返還期間 (4)8月の期間

(4)以外 貸付月数の2倍に相当する期間

問合せ 東京都福祉人材センター

☎5211-2911

担当課 福祉局子供・子育て支援部保育支援課

☎5320-4130(直通) FAX 5388-1406

◇ 保育従事職員宿舍借り上げ 支援事業

保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う事業者に対して、区市町村が経費を支出した場合に、その一部の補助を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図る。

実施主体 区市町村

対象者 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可等への移行を前提としている認可外保育施設、認証保育所、定期利用保育等に勤務する常勤保育従事職員

根拠法令等 東京都保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱等

担当課 福祉局子供・子育て支援部保育支援課
☎5320-4130(直通) FAX 5388-1406

◇ 東京都子育て支援員研修事業

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材を確保するとともに質の向上を図る。

研修方法 オンライン又は集合にて実施（一部コースに、見学実習あり。）

コース名		研修時間※
地域保育コース	地域型保育	29.5時間＋2日
	一時預かり事業	29.5時間＋2日
地域子育て支援コース	利用者支援事業（基本型）	24時間＋1日
	利用者支援事業（特定型）	13.5時間
	地域子育て支援拠点事業	14時間
放課後児童コース		17時間
社会的養護コース		19時間

※「基本研修」と「専門研修」を合算した時間数。コースによっては、特定の資格の有無によって基本研修の免除あり。

修了証明書の発行 研修修了者には、東京都知事名の修了証明書を発行。

申込方法 申込みは、東京都ホームページや、各区市町村で配布する募集要項等を参照

担当課 福祉局子供・子育て支援部企画課
☎5320-4121(直通) FAX 5388-1406

◇ 介護支援専門員 （ケアマネジャー）の養成

介護支援専門員とは、要介護者等の相談に応じ、本人の希望や必要性に対応して介護サービス等を利用するためのケアプラン（サービス計画）の作成を行うほか、本人と行政、サービス提供機関等の間で連絡・調整業務等を行う人という。

介護支援専門員の登録

介護支援専門員の業務を行うためには「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格後、実務研修を修了し、介護支援専門員の登録を受け、介護支援専門員証（有効期間5年）の交付を受けることが必要

実務研修受講試験

毎年1回、各都道府県又は都道府県の指定する団体が実施（都は（公財）東京都福祉保健財団が指定を受けて実施）

受験資格は、保健・医療・福祉分野に関する国家資格に基づく業務に一定期間従事した方等

実務研修 試験合格者に対し、87時間の日程で毎年1月から順次実施

試験、実務研修についての問合せは（公財）東京都福祉保健財団（☎3344-8512）へ。

担当課 福祉局高齢者施策推進部介護保険課
☎5320-4279(直通) FAX 5388-1395

◇ 訪問介護員などの養成研修

高齢者、心身障害者（児）等の多様化するニーズに対応したホームヘルプサービスを提供するために必要な知識・技能を有する人材の養成を図ることを目的とし、養成研修事業者及び養成研修事業の都知事指定事務を行う。

内容

課 程		研修時間※1
介護福祉士実務者研修		450時間
介護員養成研修	介護職員初任者研修課程	130時間
	生活援助従事者研修課程	59時間
居宅介護職員初任者研修		130時間
障害者居宅介護従業者基礎研修等	障害者居宅介護従業者基礎研修課程	50時間
	重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程及び追加課程）	各10時間
	重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）	20.5時間
	重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）	12時間
	行動援護従業者養成研修課程	24時間
障害者居宅介護従業者基礎研修等	同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）	20時間（一般） 12時間（応用） ※2
移動支援従業者養成研修	視覚障害者	20時間
	全身性障害者	16時間
	知的障害者	19時間

※1修了課程等によって科目等の一部免除あり
※2令和7年4月1日付カリキュラム改正あり

研修の形式 ①通学形式：講義、演習、実習の全ての科目を通学により実施 ②通信形式：講義を通信講習及び通学により実施し、演習・実習は通学により実施

修了証明書の発行 修了者には受講した研修事業者より修了証明書が発行される。

申込み 受講の申込みは直接、指定養成研修事業者へ（募集中の研修情報は福祉局のホームページに掲載）

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4083(直通) FAX 5388-1403

◇ 社会福祉士養成施設

入学資格 次のいずれかに該当する方

（１）社会福祉士一般養成施設
①4年制の一般大学等を卒業した方 ②2年制・3年制一般短期大学等を卒業後、指定施設で実務経験（3年制では1年以上、2年制では2年以上）を経た方 ③指定施設で4年以上の実務経験を経た方

（２）社会福祉士短期養成施設
①4年制の福祉系大学等で基礎科目を履修して卒業した方 ②福祉系短期大学等で基礎科目を履修して卒業後、指定施設で実務経験（3年制では1年以上、2年制では2年以上）を経た方 ③社会福祉主事養成機関の課程を修了した後、指定施設で2年以上の実務経験を経た方 ④児童福祉司等の4年以上の実務経験がある方

修業年限 各養成施設により異なる。

課程 通学（昼間・夜間）、通信

学費 各養成施設により異なる。

入所申込 各養成施設により異なる。

所在地 令和6年4月1日現在12か所

根拠法令 社会福祉士及び介護福祉士法

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4083(直通) FAX 5388-1403

◇ 介護福祉士養成施設

入学資格 高等学校を卒業するかこれと同等以上の資格があると認められた方（各養成施設により異なる。）

修業年限 各養成施設により異なる。

課程 通学（昼間・夜間）

学費 各養成施設により異なる。

入所申込 各養成施設により異なる。

所在地 令和6年4月1日現在19か所

根拠法令 社会福祉士及び介護福祉士法

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4083(直通) FAX 5388-1403

◇ 社会福祉主事養成機関

入学資格 高等学校を卒業するかこれと同等以上の資格があると認められた方（各養成機関により異なる。）

修業年限 各養成機関により異なる。

課程 通学（昼間・夜間）、通信

学費 各養成機関により異なる。

入所申込 各養成機関により異なる。

所在地 令和6年4月1日現在1か所

根拠法令 社会福祉法

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課

☎5320-4083(直通) FAX 5388-1403

◇ 介護福祉士修学資金等の貸付

修学資金の貸付

貸付対象 ①介護福祉士養成施設等に在学する方で、都内在住、都内在学、養成施設の学生となった前年度に都内在住であった方で修学のために都外に転居した方又は卒業後に都内で介護業務等に就事しようとする方 ②社会福祉士養成施設等に在学する方で、都内在住、都内在学又は養成施設の学生となった前年度に都内在住であった方で修学のために都外に転居した方又は卒業後に都内で介護業務等に就事しようとする方 ③介護等の実務経験が3年以上ある実務者研修の受講者のうち、都内在住、都内在学、実務者研修施設等の学生となった前年度に都内在住であった方

で修学のために都外に転居した方又は都内の介護事業所等に在勤している方

①から③のいずれかに該当し、卒業後都内の社会福祉施設等で介護業務等に5年以上（実務者研修受講者は2年以上）従事する意思があり、同種の修学資金を他から借り受けていない方。その他、同一生計世帯員の前年の所得税額による制限等がある。

貸付金額等 介護福祉士又は社会福祉士養成施設等に在学する方は月額5万円以内、入学準備金20万円、就職準備金20万円以内、国家試験受験対策費用1年度あたり4万円以内（介護福祉士養成施設在学者のみ） 貸付期間は正規の修学期間、貸付申請時に生活保護世帯の方には、在学中の生活費加算あり。実務者研修受講者は20万円以内。いずれも無利子 **申込み** 在学している養成施設等を通じて東京都福祉人材センターで受付

返還免除 卒業後、都内の社会福祉施設等で介護福祉士又は社会福祉士として5年間（実務者研修受講者は2年間。他に特例あり）継続して業務に従事したとき。

離職介護人材再就職準備金の貸付

貸付対象 ①介護職員等としての実務経験を1年以上有する。②介護職員等を離職した日から1年以上経過している。③介護福祉士等の資格を有する。④東京都福祉人材センターに届出又は登録し再就職準備金利用計画書を提出した。⑤都内の社会福祉施設等に介護職員等として再就職した。⑥他から同種の資金を借りていない。

①から⑥の全てに該当し、再就職後、都内の社会福祉施設等で介護職員等として2年以上業務に従事する意思がある方

貸付金額等 40万円以内 無利子

申込み 東京都福祉人材センターで受付
返還免除 再就職後、都内の社会福祉施設等で介護職員等として2年間継続して業務に従事したとき。

問合せ 東京都福祉人材センター
 ☎5211-2911

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課
 ☎5320-4049(直通) FAX 5388-1403

◇ 福祉系高校修学資金の貸付

貸付対象 ①福祉系高校に在学する方 ②都内在住、都内在学、又は卒業後に都内で介護職員等の業務に従事しようとする都外在学の方 ③他から同種の支援金を借りていない方

①から③の全てに該当し、卒業後都内の社会福祉施設等で介護職員等として、3年以上業務に従事する意思がある方

貸付金額等 修学準備金3万円(入学時に限る)、介護実習費3万円以内(一年度当たり)、国家試験受験対策費用4万円以内(一年度当たり)、就職準備金20万円以内(卒業時に限る) 貸付期間は正規の修学期間、いずれも無利子

申込み 在学している福祉系高校を通じて東京都福祉人材センターへ申込み

返還免除 卒業後、都内の社会福祉施設等で介護職員等として3年間継続して業務に従事したとき。

問合せ 東京都福祉人材センター
 ☎5211-2911

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課
 ☎5320-4049(直通) FAX 5388-1403

◇ 介護・障害福祉分野就職支援金の貸付

貸付対象 ①介護職員初任者研修等の一定の

研修を修了した方 ②他業種等から介護・障害福祉分野に従事する方 ③都内の社会福祉施設等で介護・障害福祉職員等として就職(内定を含む。)して3ヶ月以内の方 ④他から同種の支援金を借りていない方

①から④の全てに該当し、就職後、都内の社会福祉士施設等で介護・障害福祉職員等として、2年以上業務に従事する意思がある方 **貸付金額等** 20万円以内 無利子

申込み 東京都福祉人材センターで受付
返還免除 就職後、都内の社会福祉施設等で介護・障害福祉職員等として2年間継続して業務に従事したとき

問合せ 東京都福祉人材センター
 ☎5211-2911

担当課 福祉局生活福祉部地域福祉課
 ☎5320-4049(直通) FAX 5388-1403

◇ 介護職員のキャリアパス導入支援

「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」を活用し、キャリアパスの導入に取り組む都内の介護事業所を支援する。

担当課 福祉局高齢者施策推進部介護保険課
 ☎5320-4267(直通) FAX 5388-1395

◇ 介護職員の宿舍借り上げ支援

介護職員の宿舍を確保し、職住近接等による働きやすい職場環境を推進するとともに、災害時の運営体制強化に取り組む都内の介護事業所を支援する。

担当課 福祉局高齢者施策推進部介護保険課
 ☎5320-4267(直通) FAX 5388-1395

◆ 介護職員の奨学金返済・育成支援

介護の職場で働きながら奨学金を返還する
介護業務未経験者の育成に取り組む事業者を

支援する。

担当課 福祉局高齢者施策推進部介護保険課

☎5320-4267(直通) FAX 5388-1395

ボランティア・市民活動の推進

ボランティア・市民活動を推進する窓口として、都と各区市町村にボランティア・センター（東京都社会福祉協議会・区市町村社会福祉協議会内等）が設けられ、ボランティア・市民活動に関する相談・情報の提供、養成講座などを行っている。

そのほか、民間のボランティア・市民活動推進団体でも窓口を開いているところがある。

問合せ 生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課 ☎5388-3156(直通)

◆ 東京ボランティア・市民活動センター

区市町村ボランティアセンター、民間ボランティア・市民活動推進団体、NPO法人などの活動を推進・支援する場として設置された東京ボランティア・市民活動センターでは都と連携し、広域的な立場からボランティア・市民活動の推進を図っている。

業務内容 ①ボランティア・市民活動に関する情報の収集・提供・相談 ②ボランティア・市民活動に関する調査研究 ③研修・講座の実施④各団体相互の連携を深めるための連絡調整⑤ボランティア・市民活動の啓発・交流

事業の実施 ⑥関係図書・資料の閲覧 ⑦学習会などのため会議室、メールボックス及びプロジェクタ、オンライン会議マイク及びカメラ、印刷機などの貸出し ⑧災害ボランティア活動支援 ⑨ボランティアグループへの助成の実施 等

窓口時間 火～土曜日 9時～21時、日曜日 9時～17時

所在地 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ10階 ☎3235-1171 FAX 3235-0050

ホームページ

ボラ市民ウェブ <https://www.tvac.or.jp>

◆ 区市町村のボランティア相談窓口（ボランティアセンター等）

ボランティア・市民活動に対する情報の提供や活動のコーディネート・研修などを行っている。

また、各センターでは、ボランティアコーディネーターが、ボランティアに関する相談を受け付けている。

福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者を含めた全ての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる社会を実現するため、「東京都福祉のまちづくり条例」を平成7年に定め、建築物、道路、公園、公共交通施設等を全ての人が円滑に利用できるよう、事業者、都民、国及び区市町村と協働で、福祉のまちづくりを進めている。平成21年には、基本理念としてユニバーサルデザインの考え方を明確に位置付けるよう条例を改正するとともに、小規模な物販店、飲食店等も、届出の対象とし、生活に身近な施設の整備を促進している。

また、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）」を策定し、区市町村、事業者、都民等と協働して、福祉のまちづくり施策の充実を図っている。そのほか、都ホームページによる情報提供、福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈などにより、福祉のまちづくりの取組を幅広く普及している。

◇ 東京都福祉のまちづくり整備基準適合証

条例では、多数の者が利用する施設を「都市施設」として、全ての人が円滑に利用できるようにするための「整備基準」への適合努力義務を課している。



この「都市施設」のうち、公共性の高いものを「特定都市施設」として、新設や改修の際には、基準への適合状況に関する届出を義務付け、整備基準のうち特に守るべき基準への適合を、遵守義務としている。

また、整備基準に適合する都市施設には、施設所有者等の請求に基づき、「東京都福祉のまちづくり整備基準適合証」を交付している。

根拠法令等 東京都福祉のまちづくり条例・同条例施行規則

担当課 福祉局生活福祉部企画課

☎5320-4047(直通) FAX 5388-1403

施 設 等

◆ 授産場

利用対象 高齢又はその他の事情により一般就労が困難な人を対象に、その人に適した技術を指導するとともに設備と仕事を提供する。

作業種目 簡単な手加工作業

利用方法 ①授産場での作業②家庭での作業

利用手続 各授産場によって利用資格は異なる。働くことを希望する人及び仕事を提供する人は直接授産場へ。

担当課 福祉局高齢者施策推進部在宅支援課
☎5320-4275(直通) FAX 5388-1395

◆ 宿泊所

対象 火災・立ち退き・高家賃等により住宅に困っている低所得の人及び生活困難等により住宅確保のできない人

費用 居室使用料等、光熱水費等

入所相談 各宿泊所

根拠法令等 社会福祉法、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

担当課 福祉局生活福祉部保護課

☎5320-4086(直通) FAX 5388-1403

災 害 救 助

台風・地震など自然災害や、大規模な火災・爆発など人為的災害が起こり、被害が大規模で救助を必要とする場合には災害救助法が適用され、各種の救助活動が行われる。

詳細は、区市町村、総務局総合防災部又は福祉局生活福祉部企画課へ。

(総務局) ☎5388-3631(直通)

(福祉局) ☎5320-4066(直通)

FAX 5388-1403

災害救助法 ①災害により区市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等に適用(例 人口5,000人未満 住家滅失30世帯以上) ②多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合に適用 ③災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれ

がある場合に適用

①②における救助の種類は、⑦避難所及び応急仮設住宅の供与 ①炊き出しその他食品の給与及び飲料水の供給 ⑦被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ①医療及び助産 ④被災者の救出 ⑤被災住宅の応急修理 ⑥生業に必要な資金の貸与 ②学用品の給与 ⑦埋葬、その他の救助

③における救助の種類は、避難所の供与(要配慮者等の避難のための輸送・賃金職員等雇上げを含む)

小災害り災害応急援助 住家滅失世帯数が次の程度の場合、区市町村を通じて毛布を1人1枚支給 ①区部 15世帯以上 ②市部 8世帯以上 ③町村部 5世帯以上

根拠法令等 小災害り災害応急援助要綱

災害弔慰金 自然災害により死亡した住民の

遺族（配偶者・子・父母・孫・祖父母。いずれもない場合のみ同居又は生計を同じくしていた兄弟姉妹）に支給 支給額は死亡者1人につき生計維持者500万円、その他は250万円 対象となる災害は、①1区市町村の区域内において5世帯以上の住居が滅失した災害

②災害救助法が適用された災害 ③その他
申請 区市町村

根拠法令等 災害弔慰金の支給等に関する法律
災害障害見舞金 自然災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに一定程度の障害を有する住民に支給 支給額は生計維持者250万円、その他は125万円 対象災害、根拠法令は災害弔慰金と同じ。

申請 区市町村

災害援護資金 都の区域内で災害救助法が適用された災害により、住居などに被害を受けた世帯に貸付け。ただし、世帯に属する者の所得の合計額が次の額に満たない世帯に限る。

①1人 220万円 ②2人 430万円 ③3人 620万円 ④4人 730万円 ⑤5人以上 730万円に世帯人員が1人増えるごとに30万円を加算した額。ただし、住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和

貸付額は被災の程度により150万円以上350万円以内

償還期間は10年、利子は年3%以内（据置期間3年間は無利子）

東日本大震災については、償還期間は13年、利子は保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5%（据置期間6年間は無利子）

根拠法令は災害弔慰金に同じ。

申請 区市町村

東京都災害援護資金 災害援護資金の限度額

を超えてなお貸付金を必要とする場合に、150万円を限度に貸し付ける。

償還期間は10年、利子は年1%以内（据置期間3年間は無利子）

東日本大震災については、償還期間は13年、利子は保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年0.5%（据え置き期間6年間は無利子）

申請 区市町村

被災者生活再建支援金 被災者生活再建支援法が適用された自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支給する。

支給要件等 居住する住宅が、全壊・大規模半壊した世帯又はこれに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

支援金の支給額

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊 (損害割合 50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合 40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

申請 区市町村

根拠法令等 被災者生活再建支援法

東京都被災者生活再建支援事業 都内で被災者生活再建支援法が適用された区市町村が1

以上ある自然災害により住宅に著しい被害を受けた世帯への補助を実施する区市町村に対して、その費用の一部を東京都が予算の範囲内で補助し、被災世帯の生活再建を支援する。

支給要件等 居住する住宅が、全壊・解体・大規模半壊・中規模半壊・半壊した世帯及び長期避難世帯（本事業と重複する内容の支援金等が支給される世帯については、重複する部分について本事業の対象としない。）

支給額

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

住宅被害別世帯	住宅再建方法	基準額
全壊、解体、長期避難世帯	建設・購入	300万円
	補修	200万円
	賃借	150万円
大規模半壊世帯	建設・購入	250万円
	補修	150万円
	賃借	100万円
中規模半壊世帯	建設・購入	200万円
	補修	120万円
	賃借	80万円
中規模半壊世帯のうち、法の支援の支給対象となる世帯	建設・購入	100万円
	補修	70万円
	賃借	55万円
半壊世帯	建設・購入	200万円
	補修	120万円
	賃借	80万円

申請 区市町村

根拠法令等 東京都被災者生活再建支援事業実施要綱

路上生活者（ホームレス）対策

ホームレス問題は、社会全体で取り組むことが重要である。都は、特別区と共同して、ホームレス対策に取り組んでいる。

根拠法令等 生活困窮者自立支援法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

◆巡回相談事業

23区内のホームレス及びホームレスとなるおそれのある人の状況を把握し、これらの人に対して面接相談を行い、自立支援センター等の福祉施策につなげる。

◆自立支援センター

●緊急一時保護事業

23区内のホームレスを一時的に保護し、2週間程度の食事の提供及び生活相談を行い、自立に向けた処遇方針作成のためのアセスメ

ントを行う。心身ともに就労に支障がないと認められる場合、次の自立支援事業に移行する。

●自立支援事業

緊急一時保護事業から通算して6か月を上限として入所し、就労による自立を目指して、生活相談や健康相談、公共職業安定所等と連携した職業相談等の支援を行う。

入所相談 各区の自立相談支援機関（304号）

◆地域生活継続支援事業

自立支援センターを退所した人に対し訪問による相談助言等を行い、地域での生活を継続できるよう支援する。

◆支援付地域生活移行事業

路上での生活が長期化し、高齢化した路上

生活者に対し、重点的な相談を行うとともに、一時的な住まいにおいて、地域生活へ移行するために必要な見守り等の支援を行うことに

より、路上生活からの脱却を支援する。

担当課 福祉局生活福祉部保護課

☎5320-4098(直通) FAX 5388-1403

山 谷 対 策 事 業

都では、山谷対策本部を設置し、関係区とともに山谷地域簡易宿所等居住者に対し雇用の安定、社会福祉及び保健衛生の向上など総合的な山谷対策事業を進めている。城北労働・福祉センターでの支援のほか産業労働局所管の就業対策、住宅政策本部所管の都営住宅特別割当等の各事業も行われている。

根拠法令等 山谷対策本部設置要綱

担当課 福祉局生活福祉部保護課

☎5320-4106(直通) FAX 5388-1403

◇ 城北労働・福祉センター

業務内容 ①職業紹介、労働相談、技能講習等 ②医療相談、生活保護法等の相談、宿泊・給食・物品・交通費等の応急援護相談等 ③敬老室・娯楽室の運営 ④健康相談室の運営 ⑤レクリエーション事業 ⑥広報活動等

相談受付時間 平日9時～16時

所在地

(本館) 台東区日本堤2-2-11 ☎3874-8089

(分館) 荒川区南千住3-3-9 ☎3801-0377

